

第 8 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて

令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 6 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

令和元年 1 0 月 1 1 日から同月 1 4 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により準半壊以上の被害の認定を受けた住宅の応急修理を行うため、令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 6 号）を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算（第6号）（別紙）

令和元年11月11日

ふじみ野市長 高 畑



(別紙)

令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算(第6号)

令和元年度ふじみ野市の一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,628,708千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県 支出金		2,573,079	20,100	2,593,179
	1 県 負担金	1,745,243	20,100	1,765,343
歳入	合計	39,608,608	20,100	39,628,708

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		18,761,991	20,100	18,782,091
	4 災 害 救 助 費	5	20,100	20,105
歳 出	合 計	39,608,608	20,100	39,628,708

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳入

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県負担金	1,728,877	20,100	1,748,977	5 災害救助費負担金	20,100	災害救助費負担金 20,100
計	1,745,243	20,100	1,765,343			

2 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 4 災害救助費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 [] 内は事業額の財源内訳
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 災害救助費	5	20,100	20,105	20,100				13 委託料	20,100	業務委託料 20,100	(福祉課) 災害支援事業 20,100 [国県支出金 20,100]
計	5	20,100	20,105	20,100							